

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
 海上自衛隊補給本部
 経理部長 岡田 健治

記

- 1 競争執行の日時及び場所
- (1) 日時： 令和8年8月7日（金） 11時30分 （送達による入札書の受領期限は、令和8年8月6日（木）17時必着）
 (2) 場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課第1入札室
 （送達による入札書の送付先：〒114-8565 東京都北区十条台1-5-70 海上自衛隊補給本部経理部契約課）
- 2 入札参加申込の日時等
- (1) 日時： 公告日～令和8年8月6日（木） 17時まで
 (2) 場所：海上自衛隊補給本部経理部契約課
 (3) 申込： 応札意思確認のため、上記の申込日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」（写し）の提出をお願いします。（「入札参加申込用紙」は、入札公告HP下段の契約関係書類等から入手できます。）
- 3 競争参加者に必要な資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
 (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
 (7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- 4 競争入札に付する事項
- | 契 約 管 理 番 号 | 件 名 | 数量・単位 | 履 行 期 限 | 履 行 場 所 |
|-----------------------|--------------|-------|------------|---------|
| G26-S26-2000334954-00 | エクステンダー（USB） | 35個 | 令和8年11月30日 | 各地 |
- 5 仕様説明会
- 実施しません。
- 6 入札書の記載金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載して下さい。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除きます。
- 7 契約金額の端数処理
- 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとし、
- 8 契約条項、入札条件を示す場所
- 東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室
- 9 保証金
- (1) 入札保証金及び契約保証金：全額免除とします。
 (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

10 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要します。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができます。

11 適用する契約条項

売買契約一般条項

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効となります。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室前（十条駐屯地C庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。
- (2) 入札参加者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領して下さい。ただし、5項に示す説明等がある場合はこれによります。
- (3) 同等品（仕様書に示すカタログ製品以外の他社製品）をもって入札をする場合は、令和8年8月3日17時までに同等品承認申請書を提出し、その後契約担当官等の承認を受けなければなりません。
- (4) 送達により入札を行う場合は、入札書を契約管理番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、1(1)に示す受領期限までに送付するものとします。
- (5) 納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。
- (6) この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。
TEL：03-3908-5121（内線）5689 5645 FAX：03-5924-7603
なお、この入札における仕様(内訳)書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。
TEL：03-3908-5121（内線）5433

内訳書

1/2

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	8	呉造補所分任官	2026/11/30	
20	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	6	横造補所分任官	2026/11/30	
30	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	4	佐造補所分任官	2026/11/30	
40	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	3	4 空群分任官	2026/11/30	
50	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	2	総教空群分任官	2026/11/30	
60	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	1	函基分任官	2026/11/30	
70	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	2	2 空群分任官	2026/11/30	

内訳書

2/2

項目 番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
80	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	1	徳教空群分任官	2026/11/30	
90	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	2	月教空群分任官	2026/11/30	
100	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	2	2 2 空群分任官	2026/11/30	
110	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	2	1 空群分任官	2026/11/30	
120	000004969887596050	USBエクステンダー		ZEA	2	5 空群分任官	2026/11/30	
130	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	内訳のとおり	2026/11/30	

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	G26-S26-2000334954-00
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 日
	作 成 部 課	補給本部需品部需品第 2 課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 7 日
品 名	エクステンダー (U S B)	
仕 様 書 番 号	M 4 P - G - Z 0 0 0 1 - J 1	

指定事項：本調達は、次による。

3 監督・検査

検査は、海上自衛隊経理執務要領（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日）別紙第 2 7 標準資料監督・完成検査実施要領によるものとし、品質保証書又は検査成績書について書面審査を受けるものとする。なお、社内検査は、納入する製品が契約の要求に合致していることを社内規定に基づき実施するものとする。

5 その他の指示

5.2 提出書類

提出書類については、表 1 による。

表 1－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	記事
1	終了届（検査等申請書）	検査官	1	海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 2 9 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
2	検査調書（完成検査合格証）	検査官	4	海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第 1 4 3 号。令和 8 年 3 月 2 7 日），別紙様式第 3 0 による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
3	品質保証書又は検査成績書	検査官	1	—
4	包装証明及び外装の表示	検査官	1	
5	納品書・（受領）検査調書	受領	6	海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本企情第 8 9 号。令和 8 年 5 月 1 1 日），物管訓令別記様式第 3 8 号による。

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号	G26-S26-2000334954-00	作 成 部 課	補給本部需品部需品第2課
調達要求年月日	令和8年7月1日	作成年月日	R 8 . 6 . 1 1
仕 様 書 番 号	M4P-G-Z0001-J1	品 目 番 号	G - Z 1 2 1 1
物 品 番 号 等	J A Nコード 4 9 6 9 8 8 7 5 9 6 0 5 0		

品 名	カタログ製品名 ^{a)}
エクステンダー (U S B)	サンワサプライ株式会社製 U S B - E X S E T 5 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
注 ^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

1 製品に関する要求

- a) U S B信号を150m以上延長出力できること。その際、接続元の品質を落とさず、延長先に信号を送ることができるものとする。
- b) 送信機と受信機1台ずつで1つのセットであること。
- c) 送信機と受信機には、U S B端子、U S Bの延長入出力用のL A N端子が搭載されていること。
- d) 国内メーカーに限るものとする。

2 附属品

附属品は、表1による。

表1－附属品

番号	品名	規格	数量
1	U S Bケーブル ^{a)}	1 . 8 m以上, T y p e - Aコネクタ	2
2	A Cアダプタ ^{a)}	U S B送・受信機用	2
注記 カatalog製品名に示す製品又は同等以上として提示する製品に適合するものであること。			
注 ^{a)} メーカー標準の附属品に含まれる場合は、メーカー標準附属品の数量を含んだ数量とする。			

3 提出書類

取扱説明書を製品1 E Aにつき1部添付するとともに、初回納入時及び製品の変更があった場合のみ、要求元に1部を提出すること。

調達要求番号：G26-S26-2000334954-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	調達品目表による。	仕様書番号	M4P-G-Z0001-J1
名 称	エクステンダー (USB) ----- 一般用品 (カタログ製品) 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	11. 12. 15
		改正年月日	令和5年12月7日
		補給本部 需品部 需品整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において使用する一般用品（カタログ製品）の調達に係る共通的要求事項について規定する。

1.2 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

2 製品に関する要求

2.1 一般事項

調達品目表に指定する場合を除き、製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 製品の表示

製品の表示は、調達品目表に指定する場合を除き、製造者の規定する仕様及び社内規定による。

3 監督・検査

監督及び検査は、調達要領指定書に指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達品目表に指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 外装の表示

外装の見やすい箇所に、次の事項を明記する。

- a) 調達要求番号
- b) 物品番号
- c) 品名（調達品目表の品名又は種類による。）
- d) 数量
- e) 納入年月
例 2023年11月
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、調達品目表に指定する場合を除き、製造者の標準品を附するものとする。

5.2 添付書類・提出書類

添付書類及び提出書類は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

5.3 承認用図面（見本）

承認用図面は、調達品目表に指定する場合は、その指示による。

6 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。